

論文要旨説明書

報告論文のタイトル：職務発明制度の経済分析 ―裁判所の介入とホールドアップ問題―

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：熊谷 啓希

所属：九州大学大学院 経済学研究院

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

職務発明制度は、使用者(企業や研究所など)と従業者(発明者や研究者など)との間の利害を調整し、使用者による研究開発投資および従業者による発明インセンティブを促進することで、一国の知的創造を活性化することを目的としている。

平成 27 年度改正後の特許法 35 条が定める職務発明制度では、職務発明における特許を受ける権利について、従業者に原始的に帰属した後に企業にその権利が承継されれば、「相当の利益」を請求する権利を従業者は持つとされる。ここで青色発光ダイオード特許事件のように、裁判所の事後的介入による過大な対価請求があれば、従業者による訴訟は経営上の大きなリスクとなりうる。企業内で行われる職務発明は、発明者のアイデアや努力だけで成されるわけではない。研究開発投資、設備投資、魅力的で生産的な研究方針やテーマの策定などの企業側の貢献が不可欠である。したがって、訴訟リスクにより企業側の職務発明へのインセンティブが損なわれる場合、制度の本来の目的が達成されえない。本研究では、契約理論アプローチを用いて、相当の利益に関する裁判所の事後的な介入が特に企業サイドの職務発明へのインセンティブに与える影響を理論的に明らかにする。

本研究では、企業内の職務発明が企業と発明者の共同作業であるということを考慮し、以下のような状況を考える。まずある研究プロジェクトを抱える企業がそれに関する情報収集努力を行い研究テーマを策定する。この研究テーマが発明者に伝達され、そのもとで発明者が開発努力を行う。職務発明の成否に応じた収益が決定したのち、発明者は相当の利益請求の訴訟を起こすことができる。なお、相当の利益は、企業が得た収益に発明者の貢献度を乗じた額として裁判所によって算出されるとする。このような簡単な訴訟のオプションの導入は、企業の事前の情報収集努力インセンティブにどのような影響を与えるのであろうか。

分析の結果、発明者の貢献度が小さいため相当の利益自体が小さく算出され、かつ契約を提示できるだけ強い交渉力を企業側が持つ場合には、企業側の情報収集努力が過大になる場合があることが明らかとなる。貢献度が小さい場合には、企業にとって訴訟による収益の減少は小さい。さらに、本研究ではモラルハザードが生じており、訴訟オプションが保障されることで発明者に努力インセンティブが与えられるため、誘因づけコストをより節減することができる。このとき、我々の直観に反して、相当の利益への訴訟があったとしても企業に積極的に職務発明に取り組む誘因が生じる。このことは、企業側は一概に相当の利益請求権の廃止を唱えるのではなく、制度そのものが発明者に与える研究開発のインセンティブを活用することで、両者の発明インセンティブを促進することが可能となることを示唆している。